

社会資本整備審議会建築分科会官公庁施設部会運営規則（案）

社会資本整備審議会運営規則第10条の規定に基づき、社会資本整備審議会建築分科会官公庁施設部会運営規則を次のとおり定める。

（小委員会の設置）

- 第1条 官公庁施設部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。
- 2 小委員会の議決は、あらかじめ部会の了承がある場合又は部会長が適当と認める場合には、部会の議決とすることができる。

（小委員会の委員）

- 第2条 小委員会に属すべき委員は、官公庁施設部会に属する委員等のうちから、官公庁施設部会長が指名する。

（小委員会の委員長）

- 第3条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員のうちから、官公庁施設部会長が指名する。
- 2 小委員会は、委員長が召集する。
- 3 委員長は、小委員会を召集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員に通知する。
- 4 委員長は、小委員会の事務を掌理する。
- 5 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
- 6 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を官公庁施設部会長に報告するものとする。
- 7 委員長は、その他小委員会の運営に関し必要な事項を随時定めることができる。

（議事）

- 第4条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成22年8月19日から施行する。

(参 考)

○社会資本整備審議会運営規則（抄）
（平成13年2月27日社会資本整備審議会決定）

（議長）

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

（議事の公開）

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。